

緊急事態宣言の期間延長に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止の
ためのショートステイの利用について<令和2年5月5日現在>

国が緊急事態宣言の期間を令和2年5月31日まで延長することと決定しました。これを受け、ショートステイのご利用につきましては、感染拡大防止の観点から、ご家族等の介助でご自宅等にて過ごすことが可能な場合などは、利用を控えていただきますようお願いいたします。

この対応は、状況に応じ変更される可能性があります。

再開できる状況になりましたら、あらためてご案内申し上げます。

(以上)